

お知らせ

入札契約制度の改正を行います。

公共工事に携わる方の労働環境向上を図ります。

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件より適用します。

1. 改正内容

- ① 工事契約後の提出書類に「法定福利費」を内訳明示した「請負代金内訳書」を追加し、法定福利費が適正に計上されているか確認します。
- ② すべての工事において、「社会保険未加入業者との下請契約(2次下請以降も同様)締結」することを禁止します。

②の規定に違反する場合は、「工事成績評定の減点及び入札参加停止措置」を行います。

※ 詳細については、下記ページ(建設業における社会保険等への加入促進)を参照。

「https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/1534.html」

- ③ 「建設工事請負契約約款」及び「入札及び工事の施工、委託業務の履行等における注意事項」に上記①、②を規定します。

※ 改正後の規程については、下記ページ(入札・契約関連例規、要綱等)を参照。

「https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/2211.html」

2. 適用日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件に適用します。

担 当 契約・法務課契約・検査係
電話番号 049-262-9010 (直通)